

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 7 月14日
【報告者の名称】	株式会社メタルアート
【報告者の所在地】	滋賀県草津市野路三丁目 2 番18号
【最寄りの連絡場所】	滋賀県草津市野路三丁目 2 番18号
【電話番号】	077(563)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 中川 潤二
【縦覧に供する場所】	株式会社メタルアート (滋賀県草津市野路三丁目 2 番18号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「当社」とは、株式会社メタルアートをいいます。
- (注 2) 本書中の「公開買付者」とは、Gerbera holdings株式会社をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 5) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- (注 6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注 7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注 8) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2026年5月15日付で提出いたしました意見表明報告書(2026年6月26日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書による訂正を含みます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 買付け等の概要

4 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(1) 意見の内容

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

イ．公開買付者と当社並びにダイハツ工業との協議、公開買付者による意思決定の過程

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

()検討・交渉の経緯

()判断内容

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

()検討の経緯

()判断内容

当社における利害関係を有しない出席取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議がない旨の意見

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(4) 公開買付け後の組織再編等の方針

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【買付け等の概要】

(訂正前)

公開買付けの目的	公開買付者による当社の完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月15日(金曜日)から2026年7月13日(月曜日)まで(42営業日)
買付け等の価格	当社株式1株につき金7,600円
買付予定数の下限(注1)	867,000(株)(所有割合(注2):30.29%)
買付予定数の上限	—(株)

(注1) 本公開買付けにおける買付予定数の下限(867,000株、所有割合:30.29%)は、当社が2026年5月14日付で公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数(3,157,382株)より、同日現在の当社が所有する自己株式数(294,742株)を控除した株式数(2,862,640株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する議決権の数(28,626個)の3分の2(19,084個)(小数点以下切上げ)から、本書提出日現在、当社の取締役が所有する、譲渡制限付株式報酬として当社の取締役に付与された譲渡制限付株式(譲渡制限解除済みのものを除き、以下「本譲渡制限付株式」といいます。)(注3)(4,459株)に係る議決権(44個)の数及びダイハツ工業株式会社(以下「ダイハツ工業」といいます。)が所有する株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している当社株式(以下「本不応募株式」といいます。)の数(1,037,000株、所有割合:36.23%)に係る議決権数(10,370個)を控除した数(8,670個)に100を乗じた株式数(867,000株)に設定しているとのことです。また、当該買付予定数の下限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合(特別関係者の株券等所有割合を含みません。)は66.51%(小数点以下第三位を四捨五入)となるとのことです。なお、株券等所有割合の計算においては、本基準株式数(2,862,640株)に係る議決権の数(28,626個)を分母として計算しているとのことです。

(注2) 「所有割合」とは、本基準株式数に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。また、買付予定数の下限に達した場合に公開買付者が所有することになる当社株式(所有割合:30.29%)及び本不応募株式(所有割合:36.23%)に係る所有割合は66.51%になるとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

公開買付けの目的	公開買付者による当社の完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月15日(金曜日)から2026年7月28日(火曜日)まで(52営業日)
買付け等の価格	当社株式1株につき金7,713円
買付予定数の下限(注1)	849,600(株)(所有割合(注2):29.68%)
買付予定数の上限	—(株)

- (注1) 本公開買付けにおける買付予定数の下限(849,600株、所有割合:29.68%)は、(1) ()当社が2026年5月14日付で公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数(3,157,382株)より、同日現在の当社が所有する自己株式数(294,742株)を控除した株式数(2,862,640株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する議決権の数(28,626個)から、()公開買付者が、当社株式を買付予定数の下限の数だけ取得する場合に所有することになる当社株式(849,600株、所有割合:29.68%)に係る議決権数(8,496個)、()2026年6月25日現在、当社株式を18.74%保有する株式会社MI2、村上貴輝氏(以下、株式会社MI2及び村上貴輝氏を総称して「大量保有者グループ」といいます。)が公開買付けを実施せずに所有することができる最大値である30.00%の当社株式を所有した場合の当社株式(858,792株、所有割合:30.00%。以下「大量保有者グループ最大株式」といいます。)に係る議決権数(8,587個)、()ダイハツ工業株式会社(以下「ダイハツ工業」といいます。)が所有する株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している当社株式(1,037,000株、所有割合:36.23%。以下「本不応募株式」といいます。)に係る議決権数(10,370個)、及び()本譲渡制限付株式(以下に定義します。以下同じです。)(4,459株)に係る議決権(44個)を控除した、()その他一般株主が所有することになる当社株式(112,789株)に係る議決権(1,127個)に対して、当社の過去10事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である76.58%(注4)の小数点以下を切り上げた77.00%を乗じた議決権数(868個)に、公開買付者が当社株式を買付予定数の下限の数だけ取得した時に保有する当社株式に係る議決権数(8,496個)、大量保有者グループ最大株式に係る議決権数(8,587個)、本不応募株式に係る議決権数(10,370個)、本譲渡制限付株式に係る議決権(44個)を合算した議決権数(28,365個)の3分の2(18,910個)(小数点以下切上げ)から、(2) 本書提出日現在、当社の取締役が所有する、譲渡制限付株式報酬として当社の取締役に付与された譲渡制限付株式(譲渡制限解除済みのものを除き、以下「本譲渡制限付株式」といいます。)(注3)(4,459株)に係る議決権(44個)の数及び 本不応募株式に係る議決権数(10,370個)を控除した数(8,496個)に100を乗じた株式数(849,600株)に設定しているとのことです。また、当該買付予定数の下限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合(特別関係者の株券等所有割合を含みます。)は65.91%(小数点以下第三位を四捨五入)となるとのことです。なお、株券等所有割合の計算においては、本基準株式数(2,862,640株)に係る議決権の数(28,626個)を分母として計算しているとのことです。かかる買付予定数の下限の考え方については、下記「4 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「 本公開買付けの概要」をご参照ください。
- (注2) 「所有割合」とは、本基準株式数に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。また、買付予定数の下限に達した場合に公開買付者が所有することになる当社株式(所有割合:29.68%)及び本不応募株式(所有割合:36.23%)に係る所有割合は65.91%になるとのことです。

< 中略 >

- (注4) 当社が2026年6月26日に提出した第95期有価証券報告書において記載された、2026年6月26日開催の第95回定時株主総会の基準日の総株主の議決権数(28,568個)、及び当社が2026年6月30日に提出した臨時報告書に記載された第95回定時株主総会において行使された議決権の数の全議案最大値(19,546個)から、当該株主総会における議決権行使比率の最大値は68.42%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権行使比率の計算において同じです。)に相当します。また、同様の方法で議決権行使比率の最大値を計算した場合、2025年6月26日開催の第94回定時株主総会は70.23%、2024年6月25日開催の第93回定時株主総会は67.67%、2023年6月27日開催の第92回定時株主総会は70.27%、2022年6月24日開催の第91回定時株主総会は65.14%、2021年6月25日開催の第90回定時株主総会は73.64%、2020年6月25日開催の第89回定時株主総会は73.61%、2019年6月25日開催の第88回定時株主総会は76.56%、2018年6月26日開催の第87回定時株主総会は76.58%、2017年6月27日開催の第86回定時株主総会は72.80%となり、当社の過去10事業年度の定時株主総会における議決権行使比率の最大値は76.58%となります。

4 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】

(1) 【意見の内容】

(訂正前)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 当社における利害関係を有しない出席取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(訂正後)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

その後、当社は、公開買付者が、本公開買付条件変更(下記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「イ. 公開買付者と当社並びにダイハツ工業との協議、公開買付者による意思決定の過程」において定義します。以下同じです。))を決定したことを受けて、2026年7月13日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持する旨の決議をいたしました。

なお、上記2026年5月14日及び2026年7月13日開催の取締役会決議は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 当社における利害関係を有しない出席取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 【意見の根拠及び理由】

本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

なお、当社自己株式取得においては、ダイハツ工業に法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、仮にダイハツ工業が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と当社自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、当社自己株式取得の対価を、当社株式1株当たり5,627円(以下「当社自己株式取得価格」といいます。)に設定することを想定しているとのことです。当社自己株式取得と本公開買付けは独立の取引であることに加え、当社自己株式取得における当社株式の1株(本株式併合の実施前ベース)当たりの取得対価は、本公開買付けにおける当社株式の1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)よりも有利な条件が設定されているわけではないことから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。また、本公開買付価格を当社自己株式取得における当社株式の1株(本株式併合の実施前ベース)当たりの取得対価よりも高く設定することで、当社株式の全ての取得に要する資金を当社の一般株主の皆様に対してより多く割り当て、当社の一般株主の皆様の利益を最大化させることを目的としているとのことです。

< 中略 >

また、公開買付者は、当社自己株式取得後に、ダイハツ工業から本再出資(注)を受けることを予定しており、本再出資後は、日本モノづくり未来2号ファンド及びダイハツ工業が公開買付者の株式の全てを所有する予定であり、それぞれの出資割合は、ダイハツ工業が本取引後も継続して当社の経営に本取引前と同程度関与する予定であることを踏まえ、日本モノづくり未来2号ファンドが66.7%、ダイハツ工業が33.3%となる予定とのことです。詳細は、下記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「イ. 公開買付者と当社並びにダイハツ工業との協議、公開買付者による意思決定の過程」をご参照ください。

(注) 本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である5,627円(ただし、本株式併合を実施することにより当社の発行済株式総数が減少することを踏まえ、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことです。)にする予定であり、当該評価額から割引された価額を前提として、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額が決定されることはないことから、本再出資におけるダイハツ工業による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額は、本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること、本再出資は当社の主要株主であり筆頭株主であるダイハツ工業が当社株式の非公開化後も公開買付者への出資を通じて当社の運営に関与することを目的として実施されるものであり、ダイハツ工業による本公開買付けへの応募可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

< 中略 >

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を867,000株(所有割合:30.29%)と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(867,000株)に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行わないとのことです。これは、本取引においては当社株式を非公開化することを目的としているところ、本株式併合の手続を実施する際に、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、本取引を確実に実施すべく、買付予定数の下限に達した場合に公開買付者、当社の筆頭株主及びその他の関係会社であるダイハツ工業、並びに本譲渡制限付株式を保有する当社の取締役が当社の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるように設定したとのことです。一方、上記のとおり、本公開買付けにおいて、公開買付者は、当社株式の全て(ただし、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(867,000株)以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行うとのことです。

< 中略 >

・本公開買付け(2026年5月15日～7月13日(予定))

公開買付者は当社株式の全て(ただし、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を対象に本公開買付けを実施。

< 中略 >

・本公開買付けの実施後

< 中略 >

当社自己株式取得(2026年10月頃(予定))

当社は、本資金提供により確保された資金及び既存の分配可能額を活用して、本不応募株式を取得する当社自己株式取得を実施。なお、当社自己株式取得における自己株式取得の対価は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの検討結果を踏まえて、仮にダイハツ工業が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と当社自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、当社株式1株当たり5,627円を予定。

< 中略 >

本再出資(2026年10月頃(予定))

ダイハツ工業は、当社自己株式取得後に、公開買付者に対して、日本モノづくり未来2号ファンド及びダイハツ工業の出資割合が66.7%及び33.3%となるよう本再出資を実施。なお、本再出資におけるダイハツ工業による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である7,600円(ただし、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)にする予定。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

なお、当社自己株式取得においては、ダイハツ工業に法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、仮にダイハツ工業が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と当社自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、当社自己株式取得の対価を、当社株式1株当たり5,691円(以下「当社自己株式取得価格」といいます。)に設定することを想定しているとのことです。当社自己株式取得と本公開買付けは独立の取引であることに加え、当社自己株式取得における当社株式の1株(本株式併合の実施前ベース)当たりの取得対価は、本公開買付けにおける当社株式の1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)よりも有利な条件が設定されているわけではないことから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。また、本公開買付価格を当社自己株式取得における当社株式の1株(本株式併合の実施前ベース)当たりの取得対価よりも高く設定することで、当社株式の全ての取得に要する資金を当社の一般株主の皆様に対してより多く割り当て、当社の一般株主の皆様の利益を最大化させることを目的としているとのことです。

< 中略 >

また、公開買付者は、当社自己株式取得後に、ダイハツ工業から本再出資(注)を受けることを予定しており、本再出資後は、日本モノづくり未来2号ファンド及びダイハツ工業が公開買付者の株式の全てを所有する予定であり、それぞれの出資割合は、ダイハツ工業が本取引後も継続して当社の経営に本取引前と同程度関与する予定であることを踏まえ、日本モノづくり未来2号ファンドが66.7%、ダイハツ工業が33.3%となる予定とのことです。詳細は、下記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「イ. 公開買付者と当社並びにダイハツ工業との協議、公開買付者による意思決定の過程」をご参照ください。

(注) 本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である7,713円(ただし、本株式併合を実施することにより当社の発行済株式総数が減少することを踏まえ、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定とのことです。)にする予定であり、当該評価額から割引された価額を前提として、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額が決定されることはないことから、本再出資におけるダイハツ工業による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額は、本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること、本再出資は当社の主要株主であり筆頭株主であるダイハツ工業が当社株式の非公開化後も公開買付者への出資を通じて当社の運営に関与することを目的として実施されるものであり、ダイハツ工業による本公開買付けへの応募可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

< 中略 >

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を867,000株(所有割合: 30.29%)と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(867,000株)に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行わない予定であったとのことです。これは、本取引においては当社株式を非公開化することを目的としているところ、本株式併合の手続を実施する際に、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、本取引を確実に実施すべく、買付予定数の下限に達した場合に公開買付者、当社の筆頭株主及びその他の関係会社であるダイハツ工業、並びに本譲渡制限付株式を保有する当社の取締役が当社の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるように設定したものであったとのことです。その後、公開買付者は、当初の公開買付期間の最終日である2026年6月25日の応募株券等の総数が買付予定数の下限に近い水準であり、多くの当社の株主より本公開買付けの趣旨にご賛同いただいていると考えたこと等を踏まえて、当社株式の非公開化に支障が生じない範囲内において、本公開買付けの成立の確実性を高めることを目的として、買付予定数の下限の引き下げの可能性についても検討したとのことです。

これらの検討を通じて、株式併合に係る臨時株主総会のような二段階買収に係る株主総会においては、株式併合に係る議案に対する議決権行使比率が、その直近の定時株主総会における議決権行使比率と比較して低下する傾向があることに鑑みると、本臨時株主総会(下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。)において実際に行使される議決権数は不明であるものの、当社の過去10事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値が76.58%であることを踏まえ、本臨時株主総会において、()公開買付者、ダイハツ工業、本譲渡制限付株式を所有する当社の取締役は、保有する当社株式に係る全議決権について賛成の議決権を行使し、()大量保有者グループは、大量保有者グループ最大株式を保有しており、かつ、当該当社株式に係る全議決権について反対の議決権を行使し、()その他の一般株主は、全議決権数(本基準株式数に係る議決権数から、公開買付者、大量保有者グループ、ダイハツ工業、本譲渡制限付株式を所有する当社の取締役が保有する議決権数を控除した数)に、当社の過去10事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値である76.58%の小数点以下を切り上げた77.00%を乗じた議決権数について、反対の議決権を行使すると仮定し、かかる仮定を置いた場合であっても本臨時株主総会において特別決議の可決に要する3分の2の賛成の議決権行使を確保できるような議決権数となるように買付予定数の下限を設定すれば、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が可決されない事態が生じる可能性を合理的に防ぎつつ、本公開買付けの成立の確実性を高めることが可能であると考えに至ったとのことです。

以上の検討を踏まえ、前記「3 買付け等の概要」の注1の計算方法に基づき、本公開買付けにおける買付予定数の下限を、849,600株(所有割合:29.68%)に設定しているとのことです。

本公開買付けにおいては、上記のとおり、買付予定数の下限を本不応募株式の数及び当社の取締役が所有する本譲渡制限付株式の数と併せて当社の総株主の議決権の数の3分の2に相当する議決権の数を確保できる株式数に設定していないことから、本公開買付けの成立後、公開買付者及び本不応募株主が所有する当社の議決権並びに当社の取締役が保有する本譲渡制限付株式に係る議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合、本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において承認されない可能性も理論上は否定できないとのことです。

しかし、仮に、当該承認が得られない場合であっても、公開買付者は、最終的に当社株式の全て(当社が所有する自己株式を除きます。)を取得し、当社株式の非公開化を行う方針であることから、本公開買付けにおける応募状況や当該時点における当社の株主の所有状況及び属性、市場株価の動向並びに本臨時株主総会における議決権行使比率等も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が当社の株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、新たな公開買付け又は市場内での買付け若しくは市場外での相対取得の方法により、当社株式を追加取得し、当社株式の非公開化を目指す予定とのことです。当該追加取得に関しては、公開買付者は、当社が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、新たな公開買付けの場合は、本公開買付価格と同一の価格により、市場内取引の場合は市場価格により、市場内取引以外の方法による場合には本公開買付価格と同一の価格により、当社株式を取得する方針とのことです。このような追加取得の具体的な時期及び方法並びにその後の株主総会による本株式併合に係る議案の承認までに要する期間については、市況等の諸事情によるため現時点では決定することができないものの、公開買付者としては実務上可能な限り速やかに本株式併合が実施されるように最大限努めるものとするとのことです。一方、上記のとおり、本公開買付けにおいて、公開買付者は、当社株式の全て(ただし、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(849,600株)以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行うとのことです。

< 中略 >

・本公開買付け(2026年5月15日～7月28日(予定))

公開買付者は当社株式の全て(ただし、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を対象に本公開買付けを実施。

< 中略 >

・本公開買付けの実施後

< 中略 >

当社自己株式取得(2026年10月頃(予定))

当社は、本資金提供により確保された資金及び既存の分配可能額を活用して、本不応募株式を取得する当社自己株式取得を実施。なお、当社自己株式取得における自己株式取得の対価は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの検討結果を踏まえて、仮にダイハツ工業が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と当社自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、当社株式1株当たり5,691円を予定。

< 中略 >

本再出資(2026年10月頃(予定))

ダイハツ工業は、当社自己株式取得後に、公開買付者に対して、日本モノづくり未来2号ファンド及びダイハツ工業の出資割合が66.7%及び33.3%となるよう本再出資を実施。なお、本再出資におけるダイハツ工業による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である7,713円(ただし、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)にする予定。

< 後略 >

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

イ．公開買付者と当社並びにダイハツ工業との協議、公開買付者による意思決定の過程
(訂正前)

< 前略 >

なお、スパークスは、ダイハツ工業との間で、2025年12月16日、本取引の実施に向けた本二者間契約書の締結に向けた協議を、また、ダイハツ工業及び当社との間で、本取引の実施に向けた本三者間契約書の締結に向けた協議を開始したとのことです。また、スパークスは、ゴーシューとの間で、2026年4月28日に秘密保持契約を締結し、同日、本応募契約の締結に向けた協議を開始したとのことです。その後、2026年5月14日に本公開買付価格を7,600円とすることを含む本応募契約の締結について合意に至ったとのことです。

以上の経緯を経て、公開買付者は、2026年5月14日付で、ダイハツ工業との間で本二者間契約書を、ダイハツ工業及び当社との間で本三者間契約書を、ゴーシューとの間で本応募契約を締結し、本公開買付価格を7,600円、当社自己株式取得価格を5,627円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、2026年5月15日から、本公開買付けを開始いたしましたが、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を延長すること、並びに、当社が2026年6月26日付で事業年度第95期(自2025年4月1日至2026年3月31日)に係る有価証券報告書を近畿財務局長に提出する予定であり、当該有価証券報告書の提出に伴い、公開買付届出書の訂正届出書の提出が必要となる見込みであることを踏まえ、法第27条の8第8項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第22条第3項本文の規定により必要となる公開買付期間を予め確保するため、2026年6月25日付で、公開買付期間を2026年7月13日まで延長し、合計42営業日とすることを決定したとのことです。なお、公開買付者としては、7,600円という本公開買付価格は、当社の価値を十分に反映しているものであり、当社の株主の皆様が当社株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付価格の変更はしないとのことです。

(訂正後)

< 前略 >

なお、スパークスは、ダイハツ工業との間で、2025年12月16日、本取引の実施に向けた本二者間契約書の締結に向けた協議を、また、ダイハツ工業及び当社との間で、本取引の実施に向けた本三者間契約書の締結に向けた協議を開始したとのことです。また、スパークスは、ゴーシューとの間で、2026年4月28日に秘密保持契約を締結し、同日、本応募契約の締結に向けた協議を開始したとのことです。その後、2026年5月14日に本公開買付条件変更前の本公開買付価格を7,600円とすることを含む本応募契約の締結について合意に至ったとのことです。

以上の経緯を経て、公開買付者は、2026年5月14日付で、ダイハツ工業との間で本二者間契約書を、ダイハツ工業及び当社との間で本三者間契約書を、ゴーシューとの間で本応募契約を締結し、本公開買付条件変更前の本公開買付価格を7,600円、本公開買付条件変更前の当社自己株式取得価格を5,627円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、2026年5月15日から、本公開買付けを開始いたしましたが、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況等を総合的に勘案し、慎重に検討した結果、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を延長すること、並びに、当社が2026年6月26日付で事業年度第95期(自 2025年4月1日至 2026年3月31日)に係る有価証券報告書を近畿財務局長に提出する予定であり、当該有価証券報告書の提出に伴い、公開買付届出書の訂正届出書の提出が必要となる見込みであることを踏まえ、法第27条の8第8項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第22条第3項本文の規定により必要となる公開買付期間を予め確保するため、2026年6月25日付で、公開買付期間を2026年7月13日まで延長し、合計52営業日とすることを決定したとのことです。なお、公開買付者としては、7,600円という本公開買付価格は、当社の価値を十分に反映しているものであり、当社の株主の皆様による当社株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていることから、本公開買付価格の変更はない旨を公表したとのことです。

上記の公開買付期間の延長を決定した際、公開買付者は、上記のとおり、本公開買付条件変更前の本公開買付価格は、当社の価値を十分に反映しているものであり、当社の株主の皆様による当社株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたこと、また、本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを踏まえ、本公開買付価格の変更を行う必要はないと考えていたとのことです。その後、公開買付者は、引き続き当社株式の市場取引の状況、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを注視して参りましたが、上記の公開買付期間の延長後における当社株式の市場取引の状況、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを勘案した結果、本公開買付けの成立の確度を高めるためには、当社の株主の皆様に対して本公開買付条件変更前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供するとともに、本公開買付条件変更による本公開買付価格の変更も踏まえて本公開買付けに対する応募について十分な検討を行うために必要な期間を確保することも検討する必要があると考えたとのことです。公開買付者は、かかる考えの下、本公開買付価格を7,600円から7,713円に変更した上で、公開買付期間を2026年7月28日まで延長して合計52営業日とすることを決定したとのことです。買付予定数の下限の変更と併せて、(以下「本公開買付条件変更」といいます。)。また、公開買付者は、本公開買付条件変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しない旨、また、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはない旨とともに、買付予定数の下限を867,000株(所有割合：30.29%)から849,600株(所有割合：29.68%)に変更することを決定したとのことです。

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

()検討・交渉の経緯

(訂正前)

< 前略 >

これを受け、本特別委員会は、(a)本取引の条件の形成過程においては、独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われたと認められること、(b)本公開買付価格については、()市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、かつ、()ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果のレンジの範囲内であって、その中央値を上回る価格であり、一定の合理的な水準にあると評価できること、(c)本公開買付価格に付されたプレミアムは、近時の他社事例におけるプレミアム水準と比べても、当該事例における公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値に対しては上回っており、他方で、当該事例における直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値のみが下回っているものの、その乖離幅は1.31%と小さいと評価できることを踏まえれば、遜色のない水準と評価できること等を踏まえ、スパークスに対して、2026年5月12日に、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGによる当社株式に係る株式価値の算定結果等に照らして慎重に協議・検討した結果、最終的な当社の意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で2026年5月14日開催予定の当社取締役会の決議によることを前提として、本公開買付価格を7,600円、当社自己株式取得価格を5,627円とする旨の提案を応諾する旨の回答を行いました。

(訂正後)

< 前略 >

これを受け、本特別委員会は、(a)本取引の条件の形成過程においては、独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われたと認められること、(b)本公開買付価格については、()市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、かつ、()ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果のレンジの範囲内であって、その中央値を上回る価格であり、一定の合理的な水準にあると評価できること、(c)本公開買付価格に付されたプレミアムは、近時の他社事例におけるプレミアム水準と比べても、当該事例における公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値に対しては上回っており、他方で、当該事例における直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値のみが下回っているものの、その乖離幅は1.31%と小さいと評価できることを踏まえれば、遜色のない水準と評価できること等を踏まえ、スパークスに対して、2026年5月12日に、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGによる当社株式に係る株式価値の算定結果等に照らして慎重に協議・検討した結果、最終的な当社の意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で2026年5月14日開催予定の当社取締役会の決議によることを前提として、本公開買付価格を7,600円、当社自己株式取得価格を5,627円とする旨の提案を応諾する旨の回答を行いました。

その後、当社は、公開買付者から、2026年7月8日及び同月13日、本公開買付価格を7,600円から7,713円、当社自己株式取得価格を5,691円に変更した上で、本公開買付条件変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しない旨とともに公開買付期間を2026年7月28日まで延長すること、また、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはないこととともに、買付予定数の下限を867,000株(所有割合：30.29%)から849,600株(所有割合：29.68%)に変更することを検討している旨の伝達を受けました。

これに対して、当社は、2026年7月13日開催の当社取締役会において、当社としても、本公開買付条件変更前の本公開買付価格(7,600円)が当社の株主の皆様当社株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたことに加え、本公開買付条件変更により本公開買付価格が7,713円に引き上げられることは、当社の株主の皆様が享受する利益の増加をもたらすものであること等を踏まえ、本公開買付価格を7,713円、当社自己株式取得価格を5,691円とするともに、買付予定数の下限を867,000株(所有割合：30.29%)から849,600株(所有割合：29.68%)に変更する提案に応諾し、公開買付者が本公開買付条件変更を正式に決定することを条件として、本公開買付条件変更に対して賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議し、公開買付者にその旨の回答を行いました。

()判断内容

(訂正前)

以上の経緯の下で、当社は、長島・大野・常松から受けた法的助言、KPMGから受けた助言及びKPMGから提出を受けた2026年5月13日付の当社株式に係る株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。))の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた2026年5月14日付答申書(以下「本答申書」といいます。なお、本答申書については、別添の本答申書の内容をご参照ください。))において示された本特別委員会の判断内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否か等について、慎重に検討・協議を行いました。

< 中略 >

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格は当社の株主の皆様が享受すべき利益が確保された公正な価格であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない出席取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

以上の経緯の下で、当社は、長島・大野・常松から受けた法的助言、KPMGから受けた助言及びKPMGから提出を受けた2026年5月13日付の当社株式に係る株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。))の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた2026年5月14日付答申書(以下「本答申書」といいます。))において示された本特別委員会の判断内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否か等について、慎重に検討・協議を行いました。

< 中略 >

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格は当社の株主の皆様が享受すべき利益が確保された公正な価格であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない出席取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、公開買付者との間で本公開買付条件変更について協議を行い、2026年7月13日開催の取締役会において、本公開買付条件変更について慎重に協議・検討を行い、本特別委員会から提出された2026年7月13日付追加答申書の内容も踏まえ、以下の点等から、本公開買付条件変更を踏まえても、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決定しました。

(f) 本公開買付条件変更は本取引の目的に影響を与えるものではなく、2026年5月14日以降、本取引が当社の企業価値の向上に資するかどうかの判断に影響を与える重要な状況の変化は発生しておらず、また、本公開買付条件変更に伴うLBOローンに係る借入額の増額を踏まえても当該借入は当社の事業運営に影響を与えるものではなく本取引に伴い生じ得るデメリットは引き続き限定的であると考えていることから、本公開買付条件変更後も本取引は当社の企業価値の向上に資するものであること

- (g) 本公開買付条件変更により、買収対価の種類に変更はなく、本取引の方法にも基本的には変更はないため、本取引の方法及び買収対価の種類については、本公開買付条件変更後も妥当性があると考えられること
- (h) 2026年5月13日以降、KPMGが実施した当社株式の価値算定の前提とされた当社作成に係る本事業計画及び本インドネシア新規事業計画を基礎とした本財務予測に変更はなく、本株式価値算定書は引き続き有効であると考えられ、2026年5月13日以降、当社の企業価値に影響を与える重要な状況の変化は発生していないため、本取引の公表後も当社の本源的価値に変更はないものと考えられる。したがって、本公開買付条件変更前の本公開買付価格である7,600円は引き続き公正であると考えられるが、本公開買付条件変更により本公開買付価格が7,713円に引き上げられることは、当社の株主の皆様が享受する利益の増加をもたらすものであることから、当社の株主の皆様合理的な株式の売却の機会を与える観点から、望ましいと考えられること
- (i) 本公開買付条件変更後も引き続き本公開買付けに応募しない株主に株式買取請求権又は価格決定の申立てを行う権利が確保されない手法は採用しないこと、本公開買付けが成立した場合に当社株式の非公開化が実現されない可能性は相当程度低いと認められ、かつ当社株主に対し、詳細な開示が予定されていることからすれば、本公開買付条件変更後においても強圧性が排除されていると考えられること、それに加えて他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえれば、本取引に係る手続の公正性が損なわれるものではないと考えられること

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

() 検討の経緯

(訂正前)

< 前略 >

その上で、本特別委員会は、スパークス及びダイハツ工業から、本取引の意義・目的、本取引実施後の経営体制・経営方針等について、また、当社から、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的・意義及び本取引後の経営体制・経営方針等に関する説明をそれぞれ受け、それぞれとの間でこれらに関する質疑応答を行っております。また、本特別委員会は、当社が作成した本事業計画及び本インドネシア新規事業計画について、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。さらに、上記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、KPMGは、当社が作成した本事業計画及び本インドネシア新規事業計画を基礎とした本財務予測を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、本財務予測、KPMGが実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。また、本特別委員会は、長島・大野・常松から本取引の手続面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらに関しても質疑応答を行っております。また、本特別委員会は、スパークスから公開買付価格に関する提案を受領する都度、KPMGから適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、同社から受けた財務的見地からの助言及び長島・大野・常松から受けた法的見地からの助言を踏まえて公開買付者に対する交渉方針を審議・検討することにより、スパークスとの協議・交渉過程に実質的に関与いたしました。

(訂正後)

< 前略 >

その上で、本特別委員会は、スパークス及びダイハツ工業から、本取引の意義・目的、本取引実施後の経営体制・経営方針等について、また、当社から、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的・意義及び本取引後の経営体制・経営方針等に関する説明をそれぞれ受け、それぞれとの間でこれらに関する質疑応答を行っております。また、本特別委員会は、当社が作成した本事業計画及び本インドネシア新規事業計画について、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。さらに、上記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、KPMGは、当社が作成した本事業計画及び本インドネシア新規事業計画を基礎とした本財務予測を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、本財務予測、KPMGが実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。また、本特別委員会は、長島・大野・常松から本取引の手段面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらに関しても質疑応答を行っております。また、本特別委員会は、スパークスから公開買付価格に関する提案を受領する都度、KPMGから適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、同社から受けた財務的見地からの助言及び長島・大野・常松から受けた法的見地からの助言を踏まえて公開買付者に対する交渉方針を審議・検討することにより、スパークスとの協議・交渉過程に実質的に関与いたしました。

その後、本特別委員会は、2026年7月8日及び同月13日、公開買付者から本公開買付条件変更に係る提案を受け、同月9日及び同月10日に委員会を開催したほか、委員会の開催に先立ち、また、各会日間や2026年7月13日付追加答申書の承認に至るまでの間においても必要に応じて都度電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行う等して、本公開買付条件変更について協議及び検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、本公開買付条件変更につき検討するため、当社に対してインタビューを実施し、本公開買付条件変更が当社の経営に与える影響等についての説明を受け、これに対する質疑応答を行ったほか、本公開買付条件変更に関する一連の資料その他の本特別委員会において追加で提出された資料を検討した上で、委員会への出席を求めた者への意見聴取、書面又は口頭での質疑を行うこと等により、本公開買付条件変更について慎重に協議及び検討を行いました。

以上の審議及び検討の結果、本特別委員会は、2026年7月13日において、委員3名全員の一致をもって、2026年7月13日付追加答申書を承認しました。

()判断内容
(訂正前)

< 前略 >

本特別委員会は、以上の経緯の下で、長島・大野・常松から受けた法的見地からの助言及びKPMGから受けた財務的見地からの助言並びに2026年5月13日付でKPMGから提出を受けた当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、2026年5月14日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本諮問事項につき別添の本答申書を提出いたしました。本諮問事項に対する本特別委員会の意見の内容及びその理由については、別添の本答申書をご参照ください。

(訂正後)

< 前略 >

本特別委員会は、以上の経緯の下で、長島・大野・常松から受けた法的見地からの助言及びKPMGから受けた財務的見地からの助言並びに2026年5月13日付でKPMGから提出を受けた当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、2026年5月14日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本諮問事項につき大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

(a) 答申の内容

- ア．本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的なものであると考えられる。
- イ．本公開買付けにおける買付け等の価格を含む本取引の取引条件は公正かつ妥当であると考えられる。
- ウ．本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられており、本取引に係る手続は公正なものであると考えられる。
- エ．本取引は、当社の一般株主にとって公正なものであると考えられる。
- オ．当社取締役会が、本公開買付けについて賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると考えられる。

(b) 答申の理由

ア．本取引の目的の正当性・合理性

- ・ 当社グループは、主として自動車及び建設機械、産業機械向けの精密型打鍛造品の製造・販売を中心とした事業を展開しているが、当社は、当社グループを取り巻く経営環境について、短期的には、国内において雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復等を背景に景気は緩やかな回復基調で推移しているものの、エネルギー価格の変動や円安に伴う物価上昇の影響等により、先行き不透明な状況が続いており、海外においても、欧州の景気減速、中国経済の回復の遅れ、地政学的リスクの高まり等により世界経済全体として不確実性が高い状況にあり、中長期的には、自動車業界におけるカーボンニュートラル実現に向けた動きの加速に伴い、電動化の進展等による産業構造の変化が進展しているほか、日本国内においては少子高齢化の進展に伴う市場縮小や生産年齢人口の減少による人材確保の難化等、事業環境は大きな転換期を迎えていると認識している。かかる事業環境の中で、当社グループは、新商品・新事業の創出、デジタル技術を活用した生産性向上、グローバル人材の育成、地域社会との共生等に取り組み、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指している。
- ・ スパークスグループ及び当社によると、本取引の目的は、当社株主に過度なリスク負担を生じさせることを防ぐとともに、当社株式の上場を維持することによる負担をなくした上で、既存事業の深化の追求と当社特有の資産と組織能力を有効活用した新規領域の強化・拡大を実施することにより、当社の企業価値を向上させることにある。
- ・ スパークスグループ及び当社は、本取引によって実現可能と考えるシナジーとして、新規事業における顧客基盤拡大、外部リソース活用を含む成長戦略の具体化、生産技術・技能の可視化と継承、及びDXを活用した業務変革と新規事業基盤の強化等があると考えている。

・ 当社は、本取引に伴い当社に生じるメリットとして、上記 に記載のシナジーのほか、本取引を通じて当社株式が非公開化されることにより、株主総会運営費用や株主名簿管理人への事務委託に関する費用等の固定的なコストを削減することが可能となると考えている。また、本特別委員会は、本取引に伴い当社に生じ得るデメリットとして、エクイティファイナンスによる資金調達が困難となる可能性、外部牽制機会の減少によるガバナンスの規律の低下の懸念、効率的な人材の確保が困難となる可能性、取引先や従業員との関係におけるネガティブな影響の懸念、経営の自由度への影響の懸念、事業の分離・撤退・譲渡等事業の縮小・撤退の懸念、及び本取引に係るＬＢＯローンによる財務・事業面での負担や制限等が想定されることから、これらのデメリットがどの程度のものであると考えられるかについて、スパークスグループ、ダイハツ工業及び当社との間で質疑応答を行ったところ、及び についてはデメリットとして想定されず、 については現時点で具体的に予定しているものではなく、また、 、 及び については当社株式の非公開化による影響は限定的である旨の説明を受けた。また、 について、公開買付者は、本公開買付けに要する資金の一部をＬＢＯローンにより賄うこと、及び、本取引の完了後に本合併の実施を予定しているため、実質的には当社がＬＢＯローンの返済を負担することによる当社の財務及び事業への負担が見込まれるところ、スパークスグループとしては、ＬＢＯローンに係る返済、金利又は負担及びコベナンツ等の各種条件に関して、当社の事業運営及び当社グループにおいて将来想定されている投資に影響を与えないよう、当社のキャッシュ・フローや財務状況を考慮して調達することを想定しており、当社としても、スパークスグループの回答を前提とすれば、本取引に係る資金調達に関し、返済、金利又は負担及びコベナンツ等の各種条件に関して、必要な投資やキャッシュ・フローを踏まえ、当社の事業運営に影響を与えるものではないと考えている旨の説明を受けた。

・ 以上のとおり、本取引の目的は、上記の当社を取り巻く事業環境や、その中で当社が目指す持続的な成長と中長期的な企業価値の向上と整合するものであり、不合理な点は認められない。そして、スパークスグループ及び当社が本取引によって実現可能と考えるシナジーの説明内容に不合理な点はなく、上記のシナジーを実現することによって、当社において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の現実性を高めることが可能となると考えられることから、本特別委員会としては、本取引により一定の企業価値の向上が見込まれるものとする。また、本取引を通じて当社株式が非公開化されることによるデメリットに関する説明内容に特に不合理な点はなく、上記の説明を踏まえれば、かかるデメリットが生じる可能性はあるものの、仮に生じたとしてもその影響は限定的であり、本取引によって期待されるメリットを明らかに上回るデメリットが生じる具体的な可能性は特段認められないこと等を踏まえると、本取引の目的には正当性・合理性が認められる。

イ．本取引の取引条件の公正性・妥当性

・ 本特別委員会は、本公開買付価格について当社の一般株主が享受すべき利益が確保された妥当かつ公正な価格となっているかという点についての議論を複数回にわたって行い、スパークスグループとの間で、本公開買付価格に関して協議・交渉を複数回行った結果、当初提案から約16.92% (小数点以下第三位を四捨五入) (1,100円)の本公開買付価格の引上げを実現している。

・ 本公開買付価格 (1株当たり7,600円)は、スパークスグループ、ダイハツ工業及び当社から独立した第三者算定機関であるKPMG作成の当社株式価値算定書の算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であって、その中央値を上回る価格であることから、当該算定結果に照らして、一定の合理的な水準にあると評価できる。なお、当社株式価値算定書について、本特別委員会は、当社株式価値算定書の前提となる財務予測として使用されている、本事業計画及び本インドネシア新規事業計画を基礎として作成された財務予測の作成経緯及び内容について、当社からの説明及び当社との質疑応答を通じて、当社株式の株式価値に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について、KPMGとの質疑応答及び審議・検討を通じて、それらの合理性を確認している。

・本公開買付価格に付されたプレミアムは、近時の他社事例におけるプレミアム水準(注)と比較して遜色のない水準である。

(注) 経済産業省が「企業買収における行動指針」を公表した2023年8月31日以降、2026年4月30日までの間に公表し成立した国内の上場会社に対する完全子会社化を目的とした発行者以外の者による公開買付けの事例103件(ただし、MBO、EBO案件、二段階買収案件のうち特定の株主からの株式取得案件、対象会社がREIT及びTOKYO PRO Marketに上場している案件を除く。)におけるプレミアム水準を参照している。

・本公開買付価格は、2026年3月31日時点における当社株式1株当たり簿価純資産額を9,095.16円(小数点以下第三位を四捨五入)(本公開買付価格は当該金額との比較で16.44%のディスカウント)を下回っているものの、純資産額は理論上の会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値算定において重視することは合理的ではないこと、KPMGの試算によれば、仮に当社が清算する場合にも、当社が所有する本社及び工場の解体及び更地化に係る建屋の取り壊し費用を要すること、機械装置の大半はカスタマイズしていることにより汎用性がないため売却が困難であることに加え、製造工程の仕掛品や製品、原材料の廃棄等を考慮すると、連結簿価純資産額と同額で換価されるものではなく、現実的には相当程度毀損された金額となることが見込まれること、並びに 当社の清算を行う場合、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の専門家費用その他相当程度の追加コストが発生することが見込まれること等に鑑みると、当社株主に最終的に分配されることとなる金額は、現実的には連結簿価純資産額から相当程度毀損された金額となることが想定されることを踏まえると、本公開買付価格が当社株式の1株当たり簿価純資産を下回ることの一事をもって、本公開買付価格の公正性が失われることにはならないと考えられる。

・公開買付者から提案されている、公開買付け及びその後の本株式併合によるスクイズアウトを行う方法による二段階買収という方法は、株式の非公開化を目的とした取引においては一般的に採用されており、かつ、株式併合における端数処理手続において受領する端数となった株式の対価に不満がある株主は、株式買取請求を行った上で裁判所に対して価格決定の申立てが可能である。また、本取引においては、本スクイズアウト手続に続いて、ダイハツ工業が所有する本不応募株式について、当社が当社自己株式取得を実施することが予定されているが、公開買付者によれば、当社の一般株主への配分をより多くすることで、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの考えの下、当社自己株式取得を実施することとしたものであり、当社自己株式取得における対価(5,627円)は、ダイハツ工業が公開買付けに本不応募株式の全てを応募して売却したと仮定した場合に得られる税引後手取り額と、ダイハツ工業が自己株式取得の方法により本不応募株式の全てを売却した場合に得られる税引後手取り額が同一の金額となる条件が満たされるように算出されているとのことである。よって、対価の種類を含む本取引の方法に不合理な点は認められない。

・以上のとおり、本取引の条件の形成過程においては、独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われたと認められ、本事業計画及び本インドネシア新規事業計画を基礎として作成された財務予測については、その作成経緯及び内容について不合理な点は見当たらないこと、本公開買付価格については(a)市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、かつ、(b)DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であって、その中央値を上回る価格であると評価できること、本公開買付価格に付されたプレミアムは、近年の他社事例における水準と比べても、遜色ない水準と評価できること、本取引の実施方法や対価の種類についても不合理な点はなく、妥当であることを勘案すれば、本公開買付価格が2026年3月31日現在の当社株式の1株当たり簿価純資産を下回れることを踏まえても、当社の一般株主の利益を図る観点から、本公開買付価格を含む本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。

ウ．本取引の手續の公正性

本特別委員会は、本公開買付けにおいてはいわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限は設定されていないものの、当社が、スパークスグループ、ダイハツ工業及び当社並びに本取引の成否から独立した本特別委員会を設置していること、当社における意思決定プロセスは、スパークスグループ及びダイハツ工業から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の下で実施されていること、当社は、意思決定を行うにあたり、いずれもスパークスグループ、ダイハツ工業及び当社から独立した、リーガル・アドバイザーである長島・大野・常松から助言を受けると共に、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGから当社株式価値算定書を取得していること、間接的なマーケット・チェックが実施されていること、一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であること、強圧性を排除するための対応が行われていることからすると、本取引では、経済産業省が公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」において提示されている、(a)取引条件の形成過程において独立当事者間で企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況の確保及び(b)一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保という視点のいずれの面から見ても、本取引にとって必要かつ十分な内容での公正性担保措置が採用された上で、実際に実効性をもって運用されていると認められる。

したがって、本取引において、取引条件の公正さを担保するための手續が十分に講じられていると考えられる。

エ．総括

上記のとおり、本取引の目的には正当性・合理性があると認められ、本取引は当社の企業価値向上に資するものである上、本公開買付けを含む本取引全体について、本公開買付け価格その他の取引条件の公正性・妥当性及び手續の公正性も認められることからすると、本取引は、当社の一般株主にとって公正なものであると考えられ、本公開買付けについて賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると認められる。

()2026年7月13日付追加答申書における判断内容

その後、本特別委員会は、2026年7月8日及び同月13日、公開買付者から本公開買付け条件変更に係る提案を受け、同月13日に、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本公開買付け条件変更を前提としても、大要以下の理由により、上記「()判断内容」の「(a)答申の内容」に記載の答申内容を維持することが相当であると考えた旨の内容の2026年7月13日付追加答申書を提出いたしました。

ア．本取引の目的の正当性・合理性

- ・本公開買付け条件変更は本取引の目的に影響を与えるものではなく、また、2026年5月14日以降、本取引が当社の企業価値の向上に資するかどうかの判断に影響を与える重要な状況の変化は発生していない。
- ・本取引に伴い当社に生じるデメリットとして想定される本取引に係るLBOローンによる財務・事業面での負担や制限について、今般、本公開買付け条件変更に伴いLBOローンに係る借入額の増額が予定されているが、当社としては、かかる増額後の借入額を前提としても、本取引に係る資金調達に関し、返済、金利又は負担及びコベナンツ等の各種条件に関して、必要な投資やキャッシュ・フローを踏まえ、当社の事業運営に影響を与えるものではないと考えている。かかる当社の認識を前提とすると、本取引に伴い生じ得るデメリットの影響は引き続き限定的であり、本取引によって期待されるメリットを明らかに上回るデメリットが生じる具体的な可能性は特段認められないという本答申の評価に変更はない。
- ・以上を踏まえると、本公開買付け条件変更を前提としても、本取引の目的には正当性・合理性が認められるという本答申における評価に変更はない。

イ．本取引の取引条件の公正性・妥当性

- ・2026年5月13日以降、KPMGが実施した当社株式の価値算定の前提とされた当社作成に係る本事業計画及び本インドネシア新規事業計画を基礎とした本財務予測に変更はなく、本株式価値算定書は引き続き有効であると考えられる。更に、2026年5月13日以降、当社の企業価値に影響を与える重要な状況の変化は発生していないため、本取引の公表後も当社の本源的価値に変更はないものと考えられる。したがって、本公開買付条件変更前の本公開買付価格である7,600円は引き続き公正であると考えられるが、本公開買付価格が7,713円に引き上げられることは、当社の一般株主が享受する利益の増加をもたらすものであることから、当社の一般株主により合理的な株式の売却の機会を与える観点から、望ましいと考えられる。
- ・本公開買付条件変更により、買収対価の種類に変更はなく、本取引の方法にも(下記の当社自己株式取得対価の増額を除き)変更はないため、本公開買付条件変更を前提としても、対価の種類を含む本取引の方法に不合理な点は認められないという本答申時点の評価に変更はない。なお、本公開買付条件変更後の当社自己株式取得対価(5,691円)は、本公開買付条件変更前と同様、ダイハツ工業が公開買付けに本不応募株式の全てを応募して売却したと仮定した場合に得られる税引後手取り額と、ダイハツ工業が自己株式取得の方法により本不応募株式の全てを売却した場合に得られる税引後手取り額が同一の金額となる条件が満たされるように算出されているとのことである。
- ・したがって、本公開買付条件変更を踏まえても、当社の一般株主の利益を図る観点から、本公開買付価格を含む本取引の条件の公正性・妥当性が確保されているという本答申における評価に変更はない。

ウ．本取引の手続の公正

- ・本公開買付条件変更後の本公開買付けにおける買付予定数の下限は、所有割合にして29.68%に相当する株式数であるため、本公開買付けが成立した場合であっても、公開買付者及びダイハツ工業が所有する当社株式、並びに当社の取締役が所有する譲渡制限付株式報酬として当社の取締役に付与された譲渡制限付株式に係る議決権の数の合計が、当社総議決権数の3分の2に満たない事態が生じ得ることから、本公開買付けの成立後に、株式併合が確実に実施できることにはならない。しかしながら、本公開買付条件変更後の下限は、当初の公開買付期間の最終日である2026年6月25日時点の応募株券等の総数が本公開買付条件変更前の買付予定数の下限に近い水準であったこと等を踏まえて、当社の過去10事業年度における定時株主総会の議決権行使比率の最大値等を考慮して、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が可決されない事態が生じる可能性を合理的に防ぎつつ、本公開買付けの成立の確実性を高めることを目的として設定されたものとされており、本公開買付条件変更が行われた場合における本公開買付けの成立後における株式併合の確実性に関する公開買付者の説明に不合理な点は見当たらず、本特別委員会としては、本公開買付けが成立した場合に当社株式の非公開化が実現されない可能性は相当程度低いと認められると考える。また、本公開買付条件変更後も引き続き本公開買付けに応募しない株主に株式買取請求権又は価格決定の申立てを行う権利が確保されない手法は採用されないこと、かつ当社株主に対し、詳細な開示が予定されていることからすれば、本公開買付条件変更後においても強圧性が排除されていると考えられる。
- ・他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえれば、本公開買付条件変更を前提としても、本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているという本答申における評価に変更はない。

エ．総括

上記のとおり、引き続き、本取引の目的には正当性・合理性があると認められ、本取引は当社の企業価値向上に資するものである上、本公開買付けを含む本取引全体について、本公開買付価格その他の取引条件の公正性・妥当性及び手続の公正性も認められることからすると、本公開買付条件変更を前提としても、本取引は、当社の一般株主にとって公正なものであると考えられ、本公開買付けについて賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると認められる。

当社における利害関係を有しない出席取締役全員の承認及び利害関係を有しない出席監査役全員の異議がない旨の意見

(訂正前)

当社取締役会は、長島・大野・常松から受けた法的助言及び当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関して、当社の企業価値向上、本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社は、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格は妥当性を有し、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月14日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役5名(うち社外取締役2名)のうち、戸村一弥氏を除く4名(すなわち、友岡正明氏、福本照久氏、荻野奈緒氏、大石悠人氏)全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。なお、上記取締役会には、当社の監査役3名(うち社外監査役2名)のうち、社外監査役である山川剛司氏を除く2名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役である戸村一弥氏は、ダイハツ工業を2025年5月31日付で定年退職するまで同社の従業員であったため、同社の元従業員として当該取締役会における決議事項に関して利害関係を有し得ることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点より、上記取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、当社の社外監査役である山川剛司氏は、ダイハツ工業の従業員であり、当該取締役会における決議事項に関して利害関係を有し得ることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点より、当該取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る審議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

(訂正後)

当社取締役会は、長島・大野・常松から受けた法的助言及び当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関して、当社の企業価値向上、本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社は、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格は妥当性を有し、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月14日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役5名(うち社外取締役2名)のうち、戸村一弥氏を除く4名(すなわち、友岡正明氏、福本照久氏、荻野奈緒氏、大石悠人氏)全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。なお、上記取締役会には、当社の監査役3名(うち社外監査役2名)のうち、社外監査役である山川剛司氏を除く2名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

その後、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2026年7月13日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役5名(うち社外取締役2名)のうち、戸村一弥氏を除く4名(すなわち、友岡正明氏、福本照久氏、荻野奈緒氏、大石悠人氏)全員の一致により、本公開買付条件変更を踏まえても、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決定しました。なお、上記取締役会には、当社の監査役3名(うち社外監査役2名)のうち、社外監査役である山川剛司氏を除く2名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役である戸村一弥氏は、ダイハツ工業を2025年5月31日付で定年退職するまで同社の従業員であったため、同社の元従業員として当該取締役会における決議事項に関して利害関係を有し得ることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点より、上記2026年5月14日及び2026年7月13日開催の取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していません。また、当社の社外監査役である山川剛司氏は、ダイハツ工業の従業員であり、当該取締役会における決議事項に関して利害関係を有し得ることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点より、当該取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る審議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していません。

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、42営業日に設定しているとのことです。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。また、公開買付者及び当社は、当社が第三者から当社の株式、事業もしくは資産の買収に係る提案を受けた場合において、かかる提案を行った第三者と協議・交渉すること又は本公開買付けに対する賛同意見の変更もしくは撤回をすることを制限するような内容の合意や、当社が公開買付者以外の者(以下「対抗的買収提案者」といいます。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、52営業日に設定しているとのことです。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。また、公開買付者及び当社は、当社が第三者から当社の株式、事業もしくは資産の買収に係る提案を受けた場合において、かかる提案を行った第三者と協議・交渉すること又は本公開買付けに対する賛同意見の変更もしくは撤回をすることを制限するような内容の合意や、当社が公開買付者以外の者(以下「対抗的買収提案者」といいます。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

(4) 【公開買付け後の組織再編等の方針】

(訂正前)

< 前略 >

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、当社に対し、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日(本書提出日現在においては、2026年7月下旬頃を予定しているとのことです。)が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。当社は、公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は2026年9月中旬頃を予定しております。また、公開買付者及びダイハツ工業は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

< 中略 >

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様(公開買付者、ダイハツ工業及び当社を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。公開買付者は、上記の本臨時株主総会を開催する場合、2026年9月中旬を目途に開催するよう当社に要請する予定ですが、具体的な手続及びその実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定とのことです。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(訂正後)

< 前略 >

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、当社に対し、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日(本書提出日現在においては、2026年8月上旬頃を予定しているとのことです。)が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。当社は、公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は2026年9月下旬頃を予定しております。また、公開買付者及びダイハツ工業は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

< 中略 >

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様(公開買付者、ダイハツ工業及び当社を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。公開買付者は、上記の本臨時株主総会を開催する場合、2026年9月下旬を目途に開催するよう当社に要請する予定ですが、具体的な手続及びその実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定とのことです。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

以 上